

## 「立場が人をつくる！」

会社の承継に関する悩みは、後継者をいつ社長にするか、会社の株式をいつ引き継がせるか、ではないでしょうか。

後継者の責任はとても重いものです。顧客の期待に応え、従業員の雇用を守り、会社を更に成長発展させていかなければなりません。

先代経営者から見ると、後継者は口ばかりで未熟に見えます。

でも、「立場が人をつくる」と言います。大きな責任を持つ立場に立たされると人は、見違えるようにたくましく成長することがあります。

一人前に育ててからではなく、育てるために早いうちから責任を負わせることが効果的であるようです。

会社の引き継ぎは、後継者が社長になり、株式を先代から引き継ぐという形をとりませんが、平成30年1月日から平成39年12月31日までに非上場株式等を贈与あるいは相続により取得した後継者は、その株式等に見合う贈与税や相続税を納付しなくてもよくなりました。

これは、贈与税や相続税の支払いを一定の期間延期することができるというもので、その株式を以後の後継者に順次引き継ぎさせるかぎり、その都度延期することが可能になります。

この制度については、贈与税や相続税の納税額がゼロになる点に注目しがちですが、節税対策よりむしろ、オーナー経営者ができるだけ早く後継者を社長に据え、株式を引き継がせることにより、後継者の早期育成と会社の承継に関する相続人間の争いを防ぐことにこそ、最も大きな利用価値があるのではないのでしょうか。

石原知二

## ～社員の言葉～

時間が過ぎるのは早いもので、すずかぜに来てもう5年が経ちました。

ありがたいことに、色々なお仕事をさせていただき、また、幸せなことに年を追うごとに働くことが楽しくなっている。そう感じています。

最近、ふと自分は何のために働いているのだろうと考えることがありました。

もちろん、生きていくための手段ですから、自分のためなのですが、それだけだとどんな職に就いても苦役でしかないなと感じるのです。

お客さんに喜んでいただいたり、また、すずかぜが良い方向に進むようにと考えたり、後は少しだけ社会に貢献すべき使命感を思います。

そうした動機付けは、職種や立場、また状況によっても異なるものだとは思いますが、自分がメインだけど、自分だけではなくいくつもの要因のバランスの中に、働くということに対する充実や成長を見るのではないかな。と、そんなふうに思います。 久保大

## 平成30年 年末調整

控除申告書の様式が一部変更しています。  
平成30年分の変更点

- 配偶者控除の適用に、対象者の所得制限が設けられました。
- 配偶者特別控除の適用範囲が拡大されました。
- これまで兼用であった「保険料控除申告」と「配偶者特別控除申告書」が分かれました。  
今までは、2種類だったのが、平成30年度からは、3種類となります
- 「配偶者控除等申告書」は配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受ける場合に提出が必要です。

平成30年度から、配偶者控除・配偶者特別控除の改定により、用紙が変更になりました。一見複雑に見えますが、控除を受けられる種類は多くあるので、申告漏れのないようにしましょう。国税庁HPには記載例もありますので、詳細をご覧ください。

# 解禁★魚津産紅スワイガニのかまぼこ



9月に解禁になった  
魚津産紅スワイガニを使用、  
濃厚なカニの味わいを  
楽しむことができる  
一品です

数量限定商品のため  
中村蒲鉾までご予約ください  
他取扱い店は下記のみとなります  
・ととやま(CIC内)  
・日本橋とやま館(東京)  
ご贈答に・お土産にもお勧めです

※上写真の箱入りでの販売は中村蒲鉾のみとなります



## デザインかまぼこの販売も



←写真はハロウィンバージョン  
バースデイかまぼこなど  
オーダーメイドのご予約も  
承ります



卵・乳成分を含んでいないかまぼこなら  
アレルギーでお菓子・ケーキがダメという方にも  
喜んでいただけます



有限会社 中村蒲鉾

営業時間 7:00 ~ 17:00

富山県魚津市本町2丁目14-9

TEL 0765-22-0730 FAX 0765-22-0732

mail:nakamaboko@hotmail.co.jp

URL:http://www/nakamaboko.jp/